

令和5年度 児童福祉行政指導監査 状況一覧

実施担当課名: 中部事務所県民福祉局共生社会推進課

市町村名	施設種別	公立・私立の別	施設名 (設置主体)	監査の種類	実施年月日	実地・書面の別	文書指摘事項	改善状況
倉吉市	保育所	公立	上井保育園	指導監査 (一般)	令和5年11月8日	実地	<p><会計> 1 計算書類に対応する注記の不備があります。 上井保育園拠点区分事業活動計算書において、その他の特別収益及びその他特別損失が計上されていたところ、これらの勘定科目はその金額の規模に鑑み、勘定科目の内容について特に説明を要する事項に該当するにもかかわらず、計算書類に対する注記においての説明が記載されていませんでした。 については、今後同様の事例が生じた場合は、「その他社会福祉法人の資金収支及び純資産の増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項」として、勘定科目の内容の説明を行ってください。</p>	改善済 監査法人と金額の重要性を十分に検討し、必要に応じて注記に記載する。
							<p>2 勘定科目の不整合です。 上記に関連し、その他の活動による収入(その他の特別収益)及びその他の活動による支出(その他の特別損失)(以下「特別損益等」という。)に仕訳された収入(収益)及び支出(費用)のうち、次に掲げるものは会計省令第22条第4項にいう「その他の臨時的な損益」には該当しないと考えられることから、特別損益等とする必要はないので、今後は次に示す会計処理を行ってください。 (1) 新型コロナ対策のための経費の補助を目的として地方公共団体から交付された補助金(以下単に「補助金」という。)に係るもの ア 固定資産の取得を主たる目的とする補助金でない場合 補助金事業収入(収益)として計上 イ 固定資産の取得を主たる目的とする補助金である場合 相当額を国庫補助金等特別積立金に積立の上、施設整備等補助金収入(収益)として計上 (2) (1)に関する支出に係るもの ア (1)アに係る補助金を原資として支出する科目対応する事業費(支出)等で計上 イ (1)イに係る補助金を原資として支出する科目固定資産取得支出で計上 なお、今後、特別損益等とする場合、資金収支計算書の「その他の活動による収入・支出」の中区分勘定科目は「その他の収入・支出」ではなく、収入・支出の内容を示すものとするのが適当です。</p>	改善済 コロナが5類に移行した令和5年度決算ではすでに対応済み。
倉吉市	保育所	公立	小鴨保育園	指導監査 (一般)	令和5年11月14日	実地	指摘事項なし	
倉吉市	保育所	公立	上小鴨保育園	指導監査 (一般)	令和5年11月14日	実地	指摘事項なし	
倉吉市	保育所	公立	北谷保育園	指導監査 (一般)	令和5年12月5日	実地	指摘事項なし	
倉吉市	保育所	公立	西郷保育園	指導監査 (一般)	令和5年11月21日	実地	指摘事項なし	
倉吉市	保育所	公立	関金保育園	指導監査 (一般)	令和5年11月16日	実地	指摘事項なし	
倉吉市	保育所	公立	高城保育園	指導監査 (一般)	令和6年1月16日	実地	指摘事項なし	
倉吉市	保育所	公立	灘手保育園	指導監査 (一般)	令和5年10月20日	実地	指摘事項なし	

・実際の指摘文書記載の固有名詞などは削除し表現を若干変えている。
・改善状況欄記載の【改善済】、【改善中】の別は改善報告書提出時点のもの。

令和5年度 児童福祉行政指導監査 状況一覧

実施担当課名: 中部事務所県民福祉局共生社会推進課

倉吉市	保育所	公立	社保育園	指導監査 (一般)	令和5年10月16日	実地	指摘事項なし	
三朝町	保育所	公立	竹田保育園	指導監査 (一般)	令和5年10月19日	実地	指摘事項なし	
三朝町	保育所	公立	賀茂保育園	指導監査 (一般)	令和5年10月10日	実地	指摘事項なし	
倉吉市	保育所	私立	あゆみ保育園	指導監査 (一般)	令和6年1月31日	実地	指摘事項なし	
倉吉市	保育所	私立	うつぶき保育園	指導監査 (一般)	令和6年1月12日	実地	一部職員の健康診断項目(X線、心電図)が満たされていませんでした。適切な項目を受けるよう、務めてください。	改善済 令和6年度は、すでに職員全員の健康診断を完了したとのこと。
倉吉市	保育所	私立	上北条保育園	指導監査 (一般)	令和6年2月2日	実地	<会計> 1 金券(切手)の適正管理 切手を所有し、切手使用購入簿で管理しているものの、管理に関する規程が整備されていませんでした。については、金券も法人資産として適切に管理する必要があることから切手の管理及び使用に関する規程を整備してください。	改善済 ・切手使用購入簿改め切手受払簿を作成し、切手管理規程を整備しました。管理責任者を園長とし、適正に管理したい。
							2 寄附物品の取り扱いについて 寄附物品の受け入れに際し、寄附物品の受付状況を記録していたが寄附申込書に基づく処理や寄附金品台帳が作成されていませんでした。については、寄附物品を受け付けた場合には、寄附金の場合と同様に、寄附者、寄付金額及び寄附目的を明らかにして、寄附者が作成した寄附申込書に基づき、理事長または理事長から権限移譲を受けたものに承認を受けるとともに、寄附金品台帳への整理を行ってください。 また、即日消費されるものや社会通念上受取寄付物品として扱うことが不適当なものを除き、取得時の時価により計算関係書類へ計上するなど適切な会計処理を行ってください。	改善済 ・寄附者からの寄附申込書に基づき、承認を受け、寄附者へ受領書を渡し、作成した寄附金品台帳に記入するようにした。
倉吉市	保育所	私立	西倉吉保育園	指導監査 (一般)	令和6年2月16日	実地	指摘事項なし	
							<会計> ○計算書類に対応する注記の不備 ババール園拠点区分事業活動計算書において、その他の別収益及びその他特別損失が計上されていたところ、これらの勘定科目はその金額の規模に鑑み、勘定科目の内容について特に説明を要する事項に該当するにもかかわらず、計算書類に対する注記において必要な説明が記載されていませんでした。 については、今後同様の事例が生じた場合は、「その他社会福祉法人の資金収支及び純資産の増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項」として、勘定科目の内容の説明を行ってください。	改善済 ・監査法人と金額の重要性等を十分に検討し、必要に応じて注記に記載する。

・実際の指摘文書記載の固有名詞などは削除し表現を若干変えている。
・改善状況欄記載の【改善済】、【改善中】の別は改善報告書提出時点のもの。

令和5年度 児童福祉行政指導監査 状況一覧

実施担当課名: 中部事務所県民福祉局共生社会推進課

倉吉市	保育所	私立	ババール園	指導監査 (一般)	令和5年11月10日	実地	<p><会計> ○ 勘定科目の不整合 上記に関連し、雑支出(雑損失)、その他の活動による収入(その他の特別収益)及びその他の活動による支出(その他の特別損失)(以下「特別損益等」という。)に仕訳された収入(収益)及び支出(費用)のうち、次に掲げるものは会計省令第22条第4項にいう「その他の臨時的な損益」には該当しないと考えられることから、特別損益等とする必要はないので、今後は次に示す会計処理を行ってください。 (1) 新型コロナ対策のための経費の補助を目的として地方公共団体から交付された補助金(以下単に「補助金」という。)に係るもの ア 固定資産の取得を主たる目的とする補助金でない場合 補助金事業収入(収益)として計上 イ 固定資産の取得を主たる目的とする補助金である場合 相当額を国庫補助金等特別積立金に積立の上、施設整備等補助金収入(収益)として計上 (2) (1)に関する支出に係るもの ア (1)アに係る補助金を原資として支出する科目対応する事業費(支出)等で計上 イ (1)イに係る補助金を原資として支出する科目固定資産取得支出で計上 なお、今後、特別損益等とする場合、資金収支計算書の「その他の活動による収入・支出」の中区分勘定科目は「その他の収入・支出」ではなく、収入・支出の内容を示すものとするのが適当です。</p>	改善済 ・コロナが5類に移行した令和5年度決算では、す でに対応済み。
							<p><会計> ○ 車両経費の処理 令和4年度軽自動車税が雑支出に計上されているが、当該支出に係る車両が法人本部に帰属するものであるならば本部経費として支出するべきで、適切ではありません。 については、固定資産管理台帳における当該車両の管理状況も含め、資産及び経費の帰属先の再確認を行ってください。</p>	通常保育で使用するものではなく、倉吉独自の委託事業である「病児保育」で使用する車両に関するものです。法人本部が使用するための車両ではありません。
倉吉市	保育所	私立	ひかり保育園	指導監査 (一般)	令和5年10月17日	実地	指摘事項なし	
倉吉市	保育所	私立	ひまわり保育園	指導監査 (一般)	令和5年10月27日	実地	指摘事項なし	
倉吉市	保育所	私立	みのり保育園	指導監査 (一般)	令和5年11月9日	実地	指摘事項なし	
倉吉市	保育所	私立	向山保育園	指導監査 (一般)	令和5年11月24日	実地	指摘事項なし	
倉吉市	保育所	私立	めぐみ保育園	指導監査 (一般)	令和5年10月26日	実地	指摘事項なし	
							○プールの残留塩素濃度は0.4mg/L以上1.0mg/L以下になるよう調整すること。 ※未満児が利用する際0.1mg/Lまた2.0mg/Lの時があった。	【改善中】 残留塩素濃度の管理を基準通りとなるよう実施と記録を行っていく。
							○呼吸チェックは0歳児5分、1歳児10分、2歳児10~15分で実施し、記録を残してください。 ※現状は(暗幕の遮光性により)部屋が暗く、呼吸チェックが実施されていない。	【改善済】 1歳児10分、2歳児15分で呼吸チェックを実施し、記録を行っている。

・実際の指摘文書記載の固有名詞などは削除し表現を若干変えている。
・改善状況欄記載の【改善済】、【改善中】の別は改善報告書提出時点のもの。

令和5年度 児童福祉行政指導監査 状況一覧

実施担当課名: 中部事務所県民福祉局共生社会推進課

湯梨浜町	保育所	私立	太養保育園	指導監査 (一般)	令和6年2月19日	実地	○安全計画については、令和4年12月15日付厚労省子ども家庭局事務連絡に基づき、作成してください。	改善報告書未提出
							○園児の行方不明、食事(誤食、アレルギー等)、事故防止(発生時対応含む)等に係る各種マニュアル(フローチャート含む)を整備し、職員に周知徹底してください。	"
							○消防計画は平成8年11月1日変更以降のものが、見当たりません。確認し職員間で共通認識し未提出であれば、提出してください。 ※消防計画がないため関係項目を確認できなかった。	"
							○職員資質向上の為の研修の機会を確保してください。 R4:外部研修なし、R5:1回1名参加(町内研修の活用) 短時間保育士の研修が実施されていません。園内で工夫をしてください。	"
							○雇用契約書に最低賃金を下回った契約があります。改善してください。	"
湯梨浜町	保育所	私立	ニチイキッズ湯梨浜ながえ保育園	指導監査 (一般)	令和5年10月6日	実地	<会計> 1 補助簿の作成について 経理規程に作成すべきものとして定められた補助簿のうち、少なくとも次の補助簿は作成されていませんでした。 ① 借入金台帳 ② 立替金台帳 については、補助簿の作成状況を再点検の上、経理規程に基づき作成すべき補助簿はもれなく作成してください。	"
							2 理事からの借入 理事個人からの借入金について、金銭消費貸借契約書を作成されていましたが、当該契約を行うにあたり理事長の承認を得たことが確認できませんでした。 については、長期の資金を借り入れる場合は、その理由及び返済計画に関する文書を作成し、理事長の承認を得てください。 なお、当該借入金の償還については、保育所施設監査担当官庁の指導に従い、適切な処理を行ってください。	"
							3 委託費の用途範囲について 太養保育園拠点区分の資金収支計算書に記載した雑支出のうち、社会福祉施設経営者協議会会費は、委託費を充当できない経費です。また、当該会費が保育園サービス区分に属さない内容のものであれば、本部会計の帰属とすることが妥当です。 については、会費の内容を確認し、本部会計の帰属とすることが妥当なものであれば、法人本部サービス区分での処理に改め、そうでない場合は、委託費以外の資金を財源として支出してください。	"
湯梨浜町	保育所	私立	ニチイキッズ湯梨浜ながえ保育園	指導監査 (一般)	令和5年10月6日	実地	指摘事項なし	

・実際の指摘文書記載の固有名詞などは削除し表現を若干変えている。
・改善状況欄記載の【改善済】、【改善中】の別は改善報告書提出時点のもの。

令和5年度 児童福祉行政指導監査 状況一覧

実施担当課名: 中部事務所県民福祉局共生社会推進課

琴浦町	保育所	私立	みどり保育園	指導監査 (一般)	令和5年11月30日	実地	○安全計画の作成をお願いします。	改善済 ・安全計画作成済。また、職員に周知し、研修などを実施した。
北栄町	保育所	私立	栄保育所	指導監査 (一般)	令和6年1月22日	実地	<p><会計> 1 拠点区分間の資金移動 保育所事業拠点区分の預金出納帳において、残高に不足が生じている状態が見られた。法人全体の資金を一つの預金口座で管理していることから、保育所事業所拠点区分の預金残高に不足が生じた場合は、一時的に他の拠点区分の資金を移動又は借入している状況と推察されます。 ここで、資金移動又は資金借入は一定の制限があることに鑑みれば、拠点区分間の資金移動又は資金借入を認識しないままとすることは、当該制限が設けられた制度趣旨を逸脱しかねず、不相当となります。 については、現状の資金管理の実態を精査の上、預金通帳の残高不足が拠点区分間の資金の移動又は資金借入であれば、当該資金移動又は資金借入につき必要な会計処理を行うとともに、附属明細書に当該取引を記載し、資金管理の実態を明らかにしてください。</p>	改善済 令和6年度会計から預金残高を確認し、不足があった時は、拠点区分間で借入し、その記録を毎月末に報告する。
							<p>3 前期末支払資金残高の取り崩しに係る理事会承認 前期末支払資金残高を取り崩し事業活動資金の不足等に充当していたが、当該取り崩額が事業活動収入計(予算額)の3%を超えていたにもかかわらず、あらかじめ理事会の承認を得ていませんでした。 については、今後、事業活動収入計(予算額)の3%を超えて前期末支払資金残高を取り崩す場合は、あらかじめ理事会の承認を得るようにしてください。</p>	改善済 保育所事業拠点区分における前期末支払資金残高の取り崩しについて、理事長の承認をうけるとともに、議事録に明記する。

・実際の指摘文書記載の固有名詞などは削除し表現を若干変えている。
・改善状況欄記載の【改善済】、【改善中】の別は改善報告書提出時点のもの。